

特定健診未受診者対策の 取組を進めよう

1. 特定健診未受診者対策の重要性 ～1人でも多くの健診データを集めよう～

特定健診・特定保健指導は、各保険者におけるデータヘルス計画の中心となる保健事業として実施されており、近年は保険者努力支援制度の重点指標として位置づけられております。

しかしながら、左頁のとおり、本県市町村国保における特定健診実施率は、新型コロナウイルス感染症の流行前（令和元年度）の水準に戻りきっておらず、県平均（令和5年度実施分速報値）は37.8%にとどまっています。

青森県の特定健診対象者（100%）	
受診者（37.8%）	未受診者（62.2%）

※図1「特定健診実施率の推移」より

上表のとおり、本県では特定健診対象者の6割強の方々が未受診者であると推測されますが、データに基づいた保健事業を国が推進している中において、より多くの方々の健診結果情報を踏まえた計画策定や事業実施が求められることから、未受診者対策の強化が非常に重要です。

2. 特定健診実施率向上を目指した県内の取組

（1）受診しやすい環境づくり

- ① 早朝・夜間・休日の実施
- ② がん検診との同日実施
- ③ みなし健診の実施 など

（2）地域の人材資源の活用

- ① 保健協力員による受診勧奨・受診申込書配付
- ② 各団体とタイアップした受診勧奨 など

（3）その他

- ① ポイント（インセンティブ）の付与
- ② ダイレクトメールによる受診勧奨
- ③ 健康カレンダー等の配付
- ④ ハガキ等による再受診勧奨
- ⑤ テレビ、ラジオ、LINEを用いた広報活動 など



データベースコーナー

特定健診・保健指導ともにコロナ以前の水準に未だ戻らず

—令和5年度における本県の特定健診・特定保健指導実施率（速報値）—

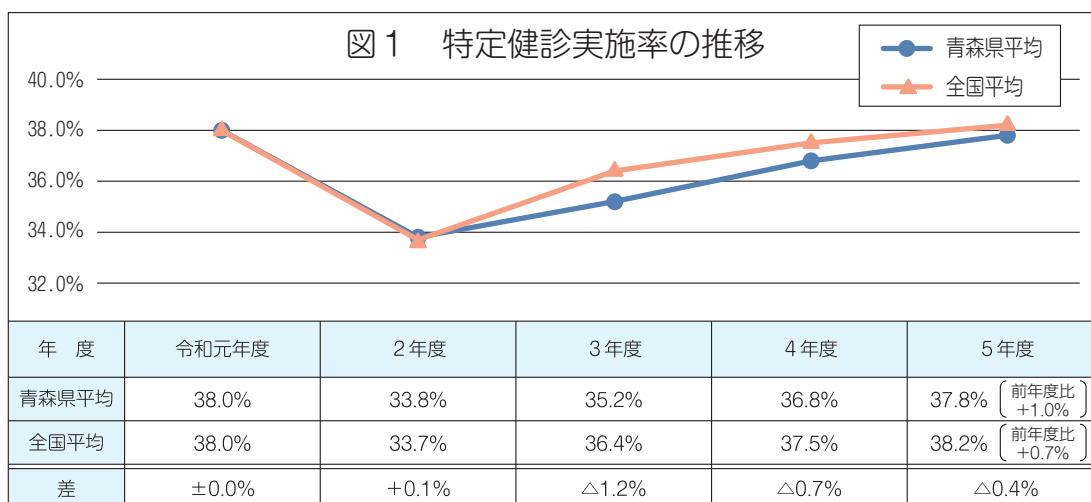
このたび、国保中央会において市町村国保の特定健康診査等実施状況（令和5年度実施分速報値）が取りまとめられましたので、直近5年間の実施状況をお知らせします。

本県における特定健診・特定保健指導実施率は、新型コロナウイルス感染症流行前（令和元年度）の水準には戻りきっていない状況ですので、各保険者には更なる実施率向上に向けた取組が求められます。

・特定健康診査

本県の特定健診実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控え等により、令和2年度に制度開始（平成20年度）以来初めて低下しました。

令和3年度からは再び上昇に転じ、令和5年度は37.8%となりましたが、全国平均を0.4ポイント下回っています。（図1参照）



・特定保健指導

本県の特定保健指導実施率は、制度開始以来全国平均よりも高く推移しており、その差は年々拡大傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から2年連続で低下しました。

令和4年度からは再び上昇に転じ、令和5年度は前年度を0.4ポイント上回る41.9%となっています。（図2参照）

